

青森県都市計画審議会の公開についての取扱要領

- 1 青森県都市計画審議会は原則として公開とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は非公開とすることができる。
- 2 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。
- 3 傍聴席は一般席及び報道関係者席とする。
- 4 一般席に係る会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 一般席の定員は10人までとする。
 - (2) 会議を傍聴しようとする者は、審議会開催日の前日までに電話、郵送、インターネット等により都市計画課へ申込みしなければならない。なお、会議の傍聴は受付先着順とする。
 - (3) 原則として、審議会開会以降の入室及び退出後の再入室は認めないものとする。
 - (4) 傍聴人は、会議中は発言、拍手、談論、写真撮影、録音、飲食等の行為、その他審議会の秩序を乱し、議事の妨害となるような行為をしてはならない。
 - (5) 傍聴人は、係員の指示に従い静かに傍聴しなければならない。
- 5 前条の第4号及び第5号に違反する場合は、会長はこれを制し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。
- 6 この取扱要領は、平成16年2月23日から施行する。